

1. 委員会を開いた年月日及び場所

平成27年3月6日 午前10時00分開議
小値賀町役場 3階第1会議室

2. 出席した委員の氏名

委員長	伊藤忠之
副委員長	松屋治郎
委員	岩坪義光
委員	浦英明
委員	小辻隆治郎
委員	土川重佳
委員	末永一朗
委員	宮崎良保
委員	近藤育雄

3. 欠席した委員の氏名 なし

4. 出席した委員外議員の氏名

議長	立石隆教
----	------

5. 説明のため出席した者

町長	西浩三
副町長	谷良一
会計管理者	大田一夫
総務課長	中川一也
住民課長	吉元勝信
福祉事務所長	植村敏彦
産業振興課長	西村久之
産業振興課理事	尾崎孝三
産業振興課理事	永井克宜
建設課長	升水裕司
建設課理事	蛭子晴市

6. 職務のため出席した者

議会事務局長	尾野英昭
議会事務局書記	岩坪百合

7. 付託を受けた事件の件名

議案第27号	平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
議案第28号	平成27年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
議案第29号	平成27年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第30号	平成27年度小値賀町渡船事業特別会計予算
議案第31号	平成27年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
議案第32号	平成27年度小値賀町下水道事業特別会計予算
議案第33号	平成27年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

委員長（伊藤忠之） ただいまから特別委員会を開く。

本日の議題は、議案第 27 号から議案第 33 号までの特別会計 7 件について質疑を行う。

**議案第 27 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について
の質疑を行う。**

本案について提案理由の補足説明をお願いします。

住民課長

住民課長（吉元勝信） おはようございます。

平成 27 年度国民健康保険特別事業会計予算概要について、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次説明する。9 頁から。

第 1 款、1 項・国民健康保険税、1 目・一般被保険者国民健康保険税を各節のとおり 8,809 万 1,000 円計上。2 目・退職被保険者等国民健康保険税を各節のとおり 499 万 1,000 円計上し、1 項・国民健康保険税を 9,308 万 2,000 円とする。

第 2 款・使用料及び手数料、1 項・手数料、1 目・督促手数料 1,000 円は存目計上。

第 3 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、2 目・療養給付費等負担金 7,709 万 3,000 円計上。3 目・高額医療費共同事業負担金 442 万 3,000 円計上。4 目・特定健康診査・特定保健指導負担金 126 万円を計上し、1 項・国庫負担金を 8,277 万 6,000 円とする。2 項・国庫補助金、1 目・財政調整交付金は、1 節・普通調整交付金 2,843 万 9,000 円計上。2 節・特別調整交付金 1,408 万 7,000 円を計上し、2 項・国庫補助金を 4,252 万 6,000 円とする。

第 4 款、1 項、1 目・療養給付費交付金は 1,498 万 9,000 円計上。

第 5 款、1 項、1 目・前期高齢者交付金は共同事業として取り扱われるもので、1 億 1,923 万円計上。

第 6 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・高額医療費共同事業負担金を 442 万 3,000 円計上。2 目・特定健康診査・特定保健指導負担金を 126 万円計上し、1 項・県負担金を 568 万 3,000 円とする。2 項・県補助金、1 目・財政調整交付金は、1 節・財政調整交付金 2,168 万円、2 節・特別調整交付金 258 万 3,000 円計上し、2 項・県補助金を 2,426 万 3,000 円とする。

第 7 款、1 項、1 目・共同事業交付金 1,769 万 5,000 円、2 目・保険財政共同安定化事業交付金 1 億 1,771 万 5,000 円を計上し、1 目・共同事業交付金を 1 億 3,541 万円とする。以上については、医療保険給付費の推計に基づき、ルール分の負担割合により算定しているが、今年度からすべての医療費が共同事業化するようになったので、昨年度と比較して大きく変動している部分がある。

第 8 款・財産収入、1 項・財産運用収入、1 目・利子及び配当金 13 万円計上は、財政調整基金の運用利息でございます。

第 9 款・繰入金、1 項、1 目・一般会計繰入金は、1 節・保健基盤安定繰入金（保険税軽減分）を 1,200 万円計上。これは低所得者に対する国保税軽減分を県と町が補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるもの。2 節・保険基盤安定

繰入金（保険者支援分）250万円計上は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得層を中心に保険税負担を軽減する制度で、国・県負担分を一般会計で受けて、町負担分と併せて国保特別会計が受けるもの。4節・出産育児一時金等繰入金84万円、5節・財政安定化支援事業繰入金394万円計上で、1項・一般会計繰入金を1,928万円とした。2項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金1,000円は存目計上。

第10款、1項・繰越金、1目・一般被保険者繰越金1,200万円計上。2目・退職被保険者等繰越金1,000円存目計上し、1項・繰越金を1,200万1,000円とする。

第11款・諸収入は、1項・町預金利子を5,000円、2項・雑入を各節のとおり3,000円計上。4項・延滞金を2万円計上している。

次に歳出。

第1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費363万5,000円計上は事務費で、国保連合会とのデータのやり取りにかかる通信費、レセプト点検にかかる嘱託職員費等が主なもの。2目・連合会負担金は13万8,000円計上で、1項・総務管理費の総額を377万3,000円とする。2項・徴税費、1目・賦課徴収費30万1,000円、2目・納税奨励費17万7,000円計上し、2項・徴税費を47万8,000円とする。3項1目・運営協議会費7万1,000円計上。4項1目・趣旨普及費を8万円計上。

第2款・保険給付費、1項・療養諸費、1目・一般被保険者療養給付費を2億4,800万円計上。2目・退職被保険者等療養給付費を1,000万円計上。これは一般・退職被保険者のいずれも医療費の現物給付で、平成26年度の実績見込みを参考にしている。3目・一般被保険者療養費440万円計上、4目・退職被保険者等療養費30万円計上は、いずれもコルセット等の現金給付分及び柔道整復施術の現物給付分。5目・審査支払手数料60万8,000円、6目・レセプト電算処理システム手数料11万9,000円を計上し、1項・療養諸費を2億6,342万7,000円とする。2項・高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費は3,800万円計上。2目・退職被保険者等高額療養費を130万円計上、3目・高額介護合算療養費を1万円計上し、2項・高額療養費を3,931万円とする。3項・移送費、1目・一般被保険者移送費32万円、2目・退職被保険者等移送費8万円を計上し、3項・移送費を40万円とする。4項・出産育児諸費、1目・出産育児一時金126万1,000円の計上。5項・葬祭諸費、1目・葬祭費20万円の計上。

第3款、1項・老人保健拠出金、1目・老人保健医療費拠出金1万円、2目・老人保健事務費拠出金1万円を計上し、1項・老人保健拠出金を2万円とする。これは本町では該当なしと考えているが、支払基金からの指示により予算計上を行ったもの。

第4款、1項・前期高齢者納付金は、65歳以上74歳までの前期高齢者の医療費を県レベルで平準化するもので、小規模国保の経営安定を図る目的で制度化されているが、1目・前期高齢者納付金3万3,000円、2目・前期高齢者関係事務費拠出金1万円を計上し、1項・前期高齢者納付金を4万3,000円とする。

第5款、1項・後期高齢者支援金は、75歳以上の後期高齢者の医療費の一部を国保保険

者が負担するもので、1目・後期高齢者支援金 5,254万7,000円計上。2目・後期高齢者支援金事務拠出金 1万円計上し、1項・後期高齢者支援金を 5,255万7,000円とする。

第6款、1項、1目・介護納付金は 2,739万9,000円計上。

第7款、1項・共同事業拠出金、1目・高額医療費拠出金 1,769万5,000円計上。2目・保険財政共同安定化事業拠出金 1億1,771万5,000円を計上し、1項・共同事業拠出金を 1億3,541万円とする。これについては、歳出で説明をしたが、今年度から全医療費の共同事業化によるもので、財源については全部特定財源となる。

第8款、1項・保健事業費、1目・保健衛生普及費は 9万7,000円の計上。2項・健康管理センター事業費は 1目・施設管理費で健康管理センターの維持管理費として、各節のとおり 155万8,000円計上。2目・保健指導費を各節のとおり 258万9,000円計上し、1項・健康管理センター事業費を 414万7,000円とする。

第9款、1項、1目・特定健康診査・特定保健指導費は、健診にかかる事業費の計上で、13節の診療所への委託料 671万円、賃金 77万3,000円が主なもので、1項・特定健康診査・特定保健指導費を 777万5,000円とする。

第10款、1項・基金積立金、1目・財政調整基金積立金を 13万円計上。

第12款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、1目・一般被保険者償還金と 2目・退職被保険者等償還金が、いずれも 1,000円の存目計上。3目・一般被保険者保険税還付金 11万円、4目・退職被保険者等保険税還付金 1万円の計上で、1項・償還金及び還付加算金を 12万2,000円といたしました。同じく 3項・繰出金、1目・直営診療所施設勘定繰出金で 800万円の計上。これは僻地診療所運営費分として、国庫補助の特別調整交付金に算定されるものを診療所特別会計に繰り出すもの。

第13款、1項・予備費で 470万円の計上。

以上で内容の説明を終わる。

15:31

委員長（伊藤忠之） これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第1款・国民健康保険税

宮崎委員

委員（宮崎良保） 1目の一般被保険者健康保険税が去年と比べて 219万3,000円、かなりの金額が上がっている。この積算の内容を伺う。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 国保税の算定の基礎というのは、全体の医療費がどれくらいかかるかということをもとに推計し、それにかかる国・県の補助金あるいはいろんなところからの交付金といった特定財源を引いた残りが国民健康保険税といった形で徴収しなければならない。そういうルール分に基づいた特定財源を引いた分が 8,809万1,000円という、一般被保険者の分として必要だということになるので、実際には現在申告をしている所得といったものに対して調整して、賦課するようになるが、今のところこれだけが必要だという金額だとご理解いただきたい。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 同じところで質問するが、4 節と 5 節と 6 節に滞納繰越があるが、これはこのうち 5 年経過したものはないのか。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） これについては、一応、滞納関係の調査を実施しており、5 年を経過して時効になったものに関しては徴収ができないので、その分はこの中には入っていない。全体の約 10%程度、今年度は徴収するというので、こういう予算計上をしている。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 決算の折りに、グレイゾーンがあつて確か 21 件か何かと言ったがそれを調査しますということだが、少ししか時間は経っていないが、その調査結果は分かっているのか。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 昨年の 11 月と国保連合会の支援を受けて、滞納者の分析調査を 2 回行った。そういう中で、やはりこちらがグレイゾーンと判断した分に関しては、かなり徴収は難しいということなので、3 月までに不納欠損といったものの処理をして、整理をしていきたいと考えている。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 不納欠損処理するということが、私の聞き間違いかもしれないが、その時は、そういったものが次年度から出てきませんと聞いたが、私の聞き間違いだったか。確認をお願いします。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 次年度から出てこないという部分については、すいません、どういう内容か。

（浦委員、マイクなしの会話）

住民課長（吉元勝信） 失礼した。実際、不納欠損処理をしないと翌年度に持ち越しという形になる。その分が滞納繰越分としてずっと残っていくような形になるので、今回、処理をすると決算の段階でその分が削除されて、滞納繰越分が減るという表示になるので、結局は 1 年ずれ込むような形になるということだ。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 2 款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 3 款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 4 款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第5款・前期高齢者交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第6款・県支出金 浦 委員

委員（浦 英明） 2節の特別調整交付金が26年度よりも約570万ほど減っているが、この内容を尋ねる。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 昨年度の当初と比べると5百数十万減少しているが、これは収納率向上の取り組み姿勢の分500万円を昨年度、予算計上していたが、2年連続この取り組み姿勢のものが該当しなかった。それで今年度は当初では一応この分を見込まずに、あと、途中で変更申請とかで、もし該当した時には対応しようかと思っている。この取り組み姿勢については、議会からの指摘があるように、過年度分の収納率が今まで4%とか、そういう部分であるので、県下の中でも全体の収納率は下がってくるという状況だ。そこらへんを少しずつ改善していかないと、収納率向上の取り組み姿勢分というのはなかなか該当しないと考えているので、先ほど言ったように不納欠損とかいろいろな適正な対応をしながら、滞納分の収納率向上に努めていきたいと考えている。

委員長（伊藤忠之） ほかはないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第7款・共同事業交付金 宮崎委員

委員（宮崎良保） 2項の保険財政共同安定化事業交付金が、昨年と比べると大幅に増えているが、この内容の説明を。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） この部分については、平成26年度までは医療費が30万円以上の分を県で共同事業化して、例えば急に医療費が上がったりとかいう部分を緩和しようという制度だが、平成27年度から1円以上ということで、全医療費にそういう枠がかかるようになる。実際にやってみないと分からないところも十分あるが、県のシミュレーションでは平成25年度のデータをもとに計算して、その按分というか、小値賀にかかる医療費がどれくらいという推計をして、今のところの予想ということで通知があったので、それを計上している。なので、今までと比べると倍以上の分が共同事業化になるということだ。それと、80万円以上については、1目のほうで対応、これも今までどおりのやり方があるので、とりあえずは80万円未満の分についてが県の共同事業化という形で全体で対応するという形になる。

委員長（伊藤忠之） 宮崎委員

委員（宮崎良保） 確認だが、26年度までは30万円以上共同事業化ということだったが、27年度から全医療費を共同事業化ということでのいいのか。

（マイクなしの会話）

委員（宮崎良保） 分かった。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第8款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第9款・繰入金 浦 委員

委員（浦 英明） 繰入金は存目設置ということだが、大体どのくらいを想定しているのか。分かる範囲内で。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 平成27年度の予算についても、保険給付費を極力絞らせてもらっている。そういった関係上、平成26年度も3,000万あまり取り崩す見込みなので、今年度も1,000万から2,000万といったものが基金から取り崩して必要になる可能性があると感じている。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 決算の時尋ねたと思うが、その時に11月頃にそういったものができたからと、何とかプログラムでやるからということと言われたが、社会プログラム法か、そういったのができるので、それで対応したいと。あとは極力、県の連合会の基金から借入れすることになるかも分からんけど、一応、繰入金で対応するという答弁だったが、そのプログラム法というのが分かれば説明を。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） このプログラム法というのは、社会保障制度自体を全体に見直すという国の考え方であり、その中には当然、国保の恒久的な制度を継続、といったものを見越しながらやる方策としては、どういう方向がいいかということを検討している。その中で国民健康保険に関する部分は、運営主体を、市町村が今やっているが、それを都道府県に持って行って、そういう中でずっと国民健康保険が続くような制度に持っていかうという検討が実際に始まったところだ。町長からも報告があったように、平成30年度から都道府県及び市町村の共同の運営ということが、先日決まった。そういう部分で、主体的な運営を県が行って、補足的に市町村がやるという制度が固まっており、そういう部分で市町村は分賦金、結局それは医療費と所得といったものを換算しながら、例えば小値賀町は平成30年度はこれぐらい分賦金というか、保険料を合わせたお金を県に払い込みなさいというような制度になる見込みだ。そういうことになった中で、当然、保険料も均一になることが考えられるし、少し町の負担が増えるのではということが想定される。そういう状況の中に、こういう財政調整基金というものがあれば、万が一分賦金が保険者の保険料だけでは足りないという時には利用できるということも盛り込まれているので、そういうことを昨年は答弁したかと思うが、よろしいか。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） これは11月でもうできたのか、そこ辺りを聞いたが、それ以外に、国

のほうで一応、案を提出するとなっている。例えば低所得者に対する額とか、70 から 74 歳までとか。そういったものを出すとなっているが、現在決まっているやつと、今後決まるであろうという内容を尋ねたのだが。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 先日 2 月に国民健康保険改正案というのが提示されている。そういう中である程度の形が見えつつあると思うが、先ほど言ったように、運営主体については、都道府県と市町村がやるという部分が出ていて、それと市町村については先ほど言ったように、保険税の賦課徴収、資格の得喪、保健事業の実施、それから特別会計については市町村はそのまま設置をする。あるいは、県の運営となるので、県にまた別の運営協議会を設置する。あるいは、保険料の標準的な算定方法を設置するために、県での標準保険料といったものを決定することができる。そういうことが大体固まっているようだ。それから、国の支援だが、やはり低所得者に対しての支援を強化するといったものもできており、そこら辺がまだ形的には定まっていないが、方向性としては低所得者といった方々に対する強化も行うということがある程度決まっている。これは国保の改正案なので、これが決定ということではないが、平成 27 年度にこういう法案を、国としては決定したいということだ。それに基づいて県あるいは町の役割が具体化してくるのではないかと考えている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 10 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 11 款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳出に移る。

第 1 款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 2 款・保険給付費

宮崎委員

委員（宮崎良保） 出産育児基金のことで聞きたい。17 頁。昨年と同じ予算を組んでいる。大体何名程度の出産を見込んでいるか。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 一応、3 名分を計上している。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 3 款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 4 款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第5款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第6款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第7款・共同事業拠出金

宮崎委員

委員（宮崎良保） 2目の保険財政共同安定化事業拠出金のことで説明を聞き漏らしたので。特定財源ということであり、共同の事業安定化のための拠出金ということでは聞いたが、昨年よりもかなり多くなっているの、この理由を、言ったと思うが聞き漏らしたのでお願ひする。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） これについては、昨年度までは30万円以上が対象だったが、今年からは1円以上、すべての医療費が対象ということで、1円から80万円未満の医療費が対象になる。そういうことで倍以上に伸びているという状況だ。先ほども言ったように、県全体の医療費を大体積算して、その分の本町の割合といったものに合わせて交付するという事になっているので、そこら辺のバランスが、うちの場合は入ってくる分と出す分が大体一緒というような傾向になるので、そういう予算組みをしている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第8款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第9款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第10款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第12款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第13款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳入歳出全般について

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 質疑なしと認める。

これで議案第27号、平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わる。

45:44

議案第29号、平成27年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明をお願いします。

住民課長

住民課長（吉元勝信） それでは、予算概要について、予算事項別明細書 7 頁から、歳入から順次説明をする。

第 1 款、1 項・後期高齢者医療保険料、1 目・特別徴収保険料 1,452 万 3,000 円計上。2 目・普通徴収保険料 622 万 5,000 円計上し、1 項・後期高齢者医療保険料を 2,074 万 8,000 円とする。これは広域連合が賦課総額を決定し、各種の軽減を行い算定したものを町が徴収するもので、昨年度から県下均一保険料となっている。昨年の実績を勘案して計上している。

第 2 款・使用料及び手数料、1 項・手数料は 1 目・証明手数料 1,000 円、2 目・督促手数料 1 万円の 1 万 1,000 円計上。

第 3 款、1 項・寄附金の 1,000 円は存目計上。

第 4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・事務費繰入金 369 万 4,000 円計上だが、広域連合事務局の人件費と事務費について、参加団体の按分負担ということで町の事務費を繰り入れするもの。2 目・保険基盤安定繰入金 1,861 万 5,000 円は、いったん一般会計で繰り入れた県支出金と町の負担金を併せて特別会計に繰り入れるもので、1 項・一般会計繰入金を 2,230 万 9,000 円とする。

第 5 款、1 項・繰越金 1,000 円は存目計上。

第 6 款・諸収入、1 項・延滞金加算金及び過料は 1 目・延滞金 1 万円、2 目・過料 1,000 円で 1 万 1,000 円計上。2 項・償還金及び還付加算金、1 目・保険料還付金は 2 万円計上。2 目・還付加算金 1 万円計上で、2 項・償還金及び還付加算金を 3 万円とする。3 項 1 目・預金利子 1,000 円は存目計上。4 項 1 目・受託事業収入 228 万 3,000 円計上は、後期高齢者の健康診査業務受託分と、昨年の途中から実施した医療資源が限られた地域の保健事業分を広域連合から受けるもの。5 項・雑入は 1 目・滞納処分費から 5 目・雑入までそれぞれ 1,000 円の存目計上。

次に歳出について。

第 1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費は、各節のとおり町における事務経費で、1 項・総務管理費を 34 万 2,000 円とする。2 項 1 目・徴収費を 17 万円計上。2 目・滞納処分費 6,000 円計上で、2 項・徴収費を 17 万 6,000 円とする。3 項、1 目・健康診査費 123 万 6,000 円計上は、町立診療所に対する健康診査分。4 項、1 目・保健事業費 101 万 6,000 円は、歳入で言ったが、医療資源が限られた地域の保健事業分で、今年度は成人用肺炎球菌ワクチン接種、インフルエンザ予防接種、エコー検査、各種がん検診を無料で実施する委託料を計上している。

第 2 款・分担金及び負担金、1 項 1 目・広域連合負担金 4,259 万 9,000 円計上は、保険料負担分 2,074 万 8,000 円、保険基盤安定負担金分 1,861 万 4,000 円が主なもの。

第 3 款・諸支出金、1 項・償還金及び還付加算金 3 万円計上は、前年度保険料徴収に修正があった場合の還付のためで、1 目・保険料還付金 2 万円、2 目・還付加算金 1 万円計上。

2項・繰出金、1目・一般会計繰出金 1,000 円は、前年度分精算にかかる存目計上。

以上で内容の説明を終わる。

51:24

委員長（伊藤忠之） これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第1款・後期高齢者医療保険料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第2款・使用料及び手数料

近藤委員

委員（近藤育雄） 昨日から、一般会計のときから督促手数料と延滞料のことを聞いているが、この会計においては、25年度までは存目設置にしていたのが26年度からこの督促手数料が1万円、延滞料が1万円計上されている。この姿勢は私は評価する。というのは、国保では本当にバラバラだ。延滞が発生しそうな会計はかなりあるが、国保と後期高齢者については同じ担当課で作成されている。でも、国保にちょっと戻るが、国保の督促手数料は1,000円、延滞金は2万円。後期高齢者では今言ったように1万円と2万円。介護保険は後だが、介護保険は督促手数料1,000円、延滞金1万円。あまり発生しないが、水道が督促手数料たぶん0円、延滞金が1,000円。下水道は督促手数料、延滞金ともに1,000円ずつ。どうか、債権管理条例は、後日、多分決議されると思うが、そういったことを出してきた。この介護保険での督促手数料と延滞金1万円が妥当かというのは、私もまだ、やるぞという態度を決めて間がないから、分からないが、この後期高齢者については制度創設後8年、そして予算規模もそんなに大きくはない。これからすると、多分、国保とかは少し余分な金額になってくるはずだ。この考え方についてはどう思っているか。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 確かに委員が言うように、統一した方向性というものは、この予算書の中に表さなければいけないと考えている。国保についても、そういうところが十分でない点があった。一般会計においても、そういうのを的確に計上できなかったという分については反省している。後期高齢者についても平成26年度は31件の未納があり、それを計算しても3,100円の督促手数料が発生するということになるので、そこらへんについては補正の中でも確認をして予算計上したいと思う。

委員長（伊藤忠之） 近藤委員

委員（近藤育雄） 昨日から言っているのですが、あまり口を酸っぱくしては言いたくないが、態度として、督促手数料と延滞金収入は、多分、額的には取るに足らない収入かと思うかもしれないが、これは必ず発生する収入であって、精神的に非常に労力を使う、その労の対価であるから、立派な収入だ。これはどの企業でも、若干、公共企業的な企業は上げている収入になっているはずだ。今後は各会計ともに、この後期高齢者の会計の姿勢を見習って、合わせるべく努力してもらいたい。示してもらいたいと思う。こういったのは決算の時に、中間でもいいが、今課長26年度の見込みを言ったが、我々も注視していかないといけないし、態度を改めてもらいたいと思う。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 委員が言うことはごもっともだとおもう。ただ、我々が1年とか、滞納強化をして実感するのは、督促手数料、延滞金といったものが新たにすることになるが、それがまた全部入るかというところがある。そういう部分では、新たな債権が発生してくるなども出てくるので、そこら辺は担当としては、ちゃんと的確な把握をしながら対応していきたい。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第3款・寄 附 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第4款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第5款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第6款・諸 収 入 宮崎委員

委員（宮崎良保） 4項、1目の受託事業収入で伺う。これは健康保険等の受託収入だと思っていたが、さっき医療資源の限られた地域の云々、という説明を受けたが、もう少し詳しく説明を。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） この受託事業収入 228 万 3,000 円については、後期高齢者の方が一般の人たちと一緒に健診を行っているわけだが、その部分と、先ほど委員が言うように、医療資源が限られた地域の保健事業という部分で、これが 100 万円になる。残り 128 万 3,000 円が健診にかかる助成金というふうになるが、この医療資源が限られた地域の保健事業というのは、平成 26 年度から保険料が県下均一となった。町長が言ったように、やはり小値賀町としては医療費が県全体の半分ぐらいしかない。それで均一の保険料というのは不公平じゃないかというものを、議長が広域連合の議員にもなってもらっているし、そういう中でも、町長も議長もそういうことを広域連合に話をしている。当然、議会のほうも国に陳情をして、そういう対応を国としても積極的に進めてほしいという要望をしたと考えている。しかしながらこの分については法律改正が必要であるということで、どうしても早急に対応ができないということで、保険料が上がった分全部とはいかないが、100 万円の支援をするので、それを高齢者のための保健事業として使ってください、という趣旨の事業だ。こちらで推計すると、大体一人当たりの平均にすると、保険料が 2,000 円ちょっとぐらい上がっているという感じがする。この 100 万円を大体 800 人ぐらいで割ると 1,250 円ぐらいなので、そこら辺が、保険料が上がった分、いくらかこれで還元できればと考えているところだ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳出に移る。

第1款・総務費

近藤委員

委員（近藤育雄） 4項の保健事業費で、申し訳ないが、先ほどの説明が早口で書きとめ切れなかった。26年度は確かに成人用肺炎球菌接種委託料で66万円ということで記憶しているが、インフルエンザ接種が無料とか言ったので、もう少しゆっくり説明を。

委員長（伊藤忠之） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 昨年度の66万円の肺炎球菌ワクチンの補助金については、広域連合の独自の補助金だった。それを1人当たり3,000円ぐらいを広域連合が補助するので、肺炎球菌ワクチンを接種すると肺炎にかかっても重症化しにくいといったところで医療費を抑えようと、広域連合が行ったわけだが、これについては10月から定期予防接種の中に肺炎球菌ワクチンが入ったので、広域連合としては9月で補助金をストップした。それで、これについては平成27年度は予算化はしていない。その代わり、先ほど言ったように、新たな保健事業が100万円来ているので、昨年とも引き続きやった部分もあるが、インフルエンザの予防接種、それから肺炎球菌ワクチン接種、健診で行うエコー検査といったものの分をこの事業から負担しようと思っている。それから今年度から新たに考えているのは、がん検診が行われている。胃がん検診とか。そういったものの個人負担金についても無料化しようということで、100万円の限度額に満たなかったもので、新たに追加しようということで、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診。そういった諸々の個人負担金についても、この事業の中で支援しようとして予定している。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第2款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第3款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） これから歳入歳出全般についてご質疑願う。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） これで議案第29号、平成27年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終わる。

しばらく休憩する。

1:07:02

（住民課、退室）

— 休憩 午前 11時 3分 —

— 再開 午前 11時 8分 —

委員長（伊藤忠之） 再開する。

議案第29号、平成27年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての質疑を行う。

本案についての提案理由の補足説明をお願いします。

福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次説明をする。7頁。

第1款・保険料、1項・介護保険料、1目・第1号被保険者保険料5,633万9,000円計上は、作年度末の衆議院議員選挙の影響で介護報酬改定や国の予算案の策定が遅れたことにより、不確定な部分が多かったこともあり、基本保険料を確定することができなかったが、不確定な要素の中で月額5,000円程度と想定し、算定をしている。今回、国の基準により第1段階から第9段階まで細分化される。なお、当町では保険料率第1段階が一番多くなっており、第1号被保険者約1,200人の36%に当たる440人程度が第1段階となる。また、8月29日から3月2日までの期間に介護保険事業計画策定委員会を3回、介護保険事業計画作業部会を7回開催しており、第6期平成27年度から平成29年度3ヵ年の標準保険料について協議を重ねてもらい、先般、月額5,070円の答申をもらったので、今議会会期中に介護保険条例の一部改正について追加議案を提出することになっているので、よろしくお願ひする。

第3款・使用料及び手数料、1項・手数料は、1目・総務手数料、2目・督促手数料、いずれも存目計上。

第4款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護保険給付費負担金7,092万円計上。これは介護保険給付に対する国庫負担率に基づき計上している。2項・国庫補助金、1目・調整交付金5,032万5,000円は、介護保険給付費見込み額と過去の実績を加味した金額の調整交付金見込み率12.5%で計上している。2目・地域支援事業交付金（介護予防事業）140万9,000円は、介護予防事業の補助金で、国庫負担率25%で計上している。3目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）225万4,000円は、包括的支援事業、任意事業分の補助金で、国庫負担率40%で計上しており、2項・国庫補助金を5,398万8,000円とする。

第5款・県支出金、1項・県負担金、1目・介護給付費負担金5,992万5,000円は、国庫負担金と同様に介護保険給付費見込み額に対し規定の県負担率で算出し、計上している。3項・県補助金、1目・地域支援事業交付金（介護予防事業）70万4,000円計上。2目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は112万7,000円の計上は、いずれも国庫補助金負担率の2分の1で算定しており、3項・県補助金を183万1,000円とする。

第6款、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金1億2,078万5,000円を計上。2目・地域支援事業支援交付金169万1,000円計上は、第2号被保険者の負担分で、1項・支払基金交付金を1億2,247万1,000円とする。

第7款・繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・介護給付費繰入金5,032万5,000円の計上。2目・地域支援事業繰入金（介護予防事業）は県補助金と同額の70万4,000円を計上。3目・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）も県補助金と同額の11万7,000円計上。4目・その他一般会計繰入金882万6,000円は、事務費分432万9,000円、その他で地域支援事業補助対象外等の経費449万7,000円を計上し、1項・一般会計繰入金を6,098

万2,000円とする。2項・基金繰入金は存目計上。

第8款・財産収入、1項・財産運用収入は、介護保険給付費準備基金利子で1,000円計上。

第9款・諸収入、1項・延滞金、加算金及び過料は、延滞金として1万円計上。4項・雑入は各目のとおり2万7,000円計上。5項・サービス収入、1目・予防給付費収入250万2,000円計上は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画にかかる作成料収入。

第11款、1項、1目・寄附金1,000円の計上は存目計上。

第12款、1項・繰越金、1目・前年度繰越金100万円は、前年度からの繰越金見込み計上している。

次に歳出。

第1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、各節のとおり97万4,000円計上。2項、1目・賦課徴収費4万2,000円は、保険料徴収事務にかかる経費を計上している。3項、1目・介護認定審査会費179万4,000円は介護認定審査にかかる経費で、19節・負担金、補助金及び交付金の佐世保市小値賀町介護認定審査会本町負担分175万円が主なもの。2目・認定調査等費151万9,000円は12節・役務費の主治医意見書作成手数料109万2,000円と、13節・委託料の訪問調査委託料が主なもので、3項・介護認定審査会費を331万3,000円とする。5項・計画策定委員会費は廃項。

第2款・保険給付費、1項1目・介護サービス等諸費3億4,556万円計上は、要介護1以上の認定を受けた被保険者が受ける各種の介護サービスに対する介護保険給付費。2項1目・介護予防サービス等諸費2,297万円計上は、要支援と認定された被保険者への各種介護予防サービスに対する保険給付費。3項・その他諸費、1目・審査支払手数料40万円計上は審査支払処理手数料。4項・高額介護サービス等費、1目・高額介護サービス費1,080万円計上は、介護サービスにかかる利用者負担金の1ヶ月の合計額が一定額を超えた場合に支給するもので、その費用分を見込んでいる。2目・高額介護予防サービス費3万円は、同じく要支援者の分を見込み計上。3目・高額医療合算介護サービス費100万円計上は、高額療養費と高額介護サービス費でそれぞれ自己負担限度額を超えた場合に、自己負担額が軽減される制度で、4項・高額介護サービス等費を1,183万円としている。5項・特定入所者介護サービス等費、1目・特定入所者介護サービス費2,160万円計上は、施設入所者および短期施設入所者のうち低所得者について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分を補足支給するもの。3目・特定入所者介護予防サービス費24万円は、同じく要支援者の分を見込んでおり、5項・特定入所者介護サービス等費を2,184万円とする。

第5款・地域支援事業費、1項、1目・介護予防事業費885万2,000円の計上は、介護度が一般高齢者向けの健康教室、栄養教室、特定高齢者把握等の事業にかかる経費で、13節・委託料858万8,000円が主なもの。2項・包括的支援事業・任意事業費、1目・包括的支援事業871万8,000円の計上は、地域包括支援センターの運営費で、主なものは13節・委託料の686万8,000円。5目・任意事業289万2,000円計上は、認定を受けている方の配食サービス事業委託51万6,000円と在宅の重度要介護者の家庭に対する扶助費237万6,000円。

6目・介護予防サービス計画費 255万7,000円の計上は、社会福祉協議会に委託している要支援者のケアプラン作成の委託料で、2項・包括的支援事業・任意事業費の額を1,416万7,000円とする。

第6款、1項、1目・基金積立金1,000円計上。

第7款、1項、1目・償還金4万円計上。4目・還付加算金1万円計上し、1項・基金積立金の額を5万円とする。2項・繰出金、1目・一般会計繰出金1,000円は存目計上。

以上で内容の説明を終わる。

委員長（伊藤忠之） これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第1款・保 険 料

浦 委員

委員（浦 英明） 介護保険料の5,633万8,000円が、26年度より700万ほど上がっているが、さっき詳しく説明したが、その中で、ちょっと私が聞き逃したので、確認のため尋ねる。

委員長（伊藤忠之） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 今回の保険料は、当初予算を立てる段階で、介護報酬改定とか国の予算案がはっきりしていない不確定な部分が多い中で、大体こうであるだろうという想定をして、一応、月額5,000円ということで算定している。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 月額5,000円というのは、町長が施政方針の中で言ったので分かっているが、64歳以下及び65歳以上の方も大体5,000円くらいだと思うが、少し違うな？大体分かれば。どのくらい違うのか。例えば、厚労省が全国平均で出す64歳以上の方が5,177円とか、64歳以下の方がいくらとか、そういうのを出しているから、その平均が大体分かれば。小値賀のほうも分かるのかなど。大体5,000円か。

委員長（伊藤忠之） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 64歳以下は2号被保険者になるので、国保と一緒にするので、私のほうでは分かりかねる。65歳以上については、先ほど言ったように5,000円程度でしているが、昨年度までは6段階であったのが27年度からは9段階に細分化されるということで、下の部分をちょっと多くして、割合をして、少しでも低所得者の負担を軽減しようということになっている。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 分かった。それで、テレビで言っていたので尋ねるが、介護報酬、これも町長が施政方針で言っていたが、2.2%下がっているが、この背景には、一部、介護・養護老人ホームのほうがかかなり儲かっているのではないかと。例えば、養護老人ホームの公益率が8%ぐらいで、中小企業の利益率というのが大体2.2%ぐらいだと言っていたが、そういった関係上、少し儲かっているのであれば、その分が下げるという関係で、やっぱりこういう風に算出したとテレビでは言っていたが、うちの施設はどういう状況か。

委員長（伊藤忠之） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 施設の事業所の運営状況なのではっきりしたことは言えないが、一応、うちの特老の場合は、居住費のほうを全国的なことよりも少し抑え目に設定しているので、新聞等で行われているような過剰な儲けというか、それはないんじゃないかと思っている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第3款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第4款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第5款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第6款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第7款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第8款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第9款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第11款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第12款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳出に移る。

第1款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第2款・保険給付費

浦 委員

委員（浦 英明） 地域密着型介護サービス給付費、これが26年度よりも少し上がっているが、600万ほどか、この内容を尋ねる。

委員長（伊藤忠之） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 佐世保に入所している2名の方が、その施設が地域密着型サービスの指定を受けたので、それによってその2名のこちらのサービス給付に回ったので、その分で増額となっている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(伊藤忠之) 第5款・地域支援事業費

近藤委員

委員(近藤育雄) 13節の委託料で、特定高齢者把握事業 642万5,000円。これは毎年出ているが、27年度が500万円以上増額と思うが、その理由、内訳といったもの。それと27年度、介護予防については今後またしっかり強化していくと思うが、今後の介護予防に対する考え方を尋ねる。

委員長(伊藤忠之) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) 特定高齢者把握事業については、昨年までは介護予防事業の中で事業が3つぐらいあったが、それをそれぞれに按分して組んでいた。それを今回、分かりやすいように1本にしたので、その分で増額という形にはなっているが、基本的には前回の3つを足せば、さほど変わらない金額になっている。

委員長(伊藤忠之) 近藤委員

委員(近藤育雄) 3つを足したら大体この額になるということで、私も把握できてなかったのかもしれない。また、27年度の介護予防に対する考え方は、次の質問と絡めて伺いたい。1目の包括的支援事業の中の13節・委託料で、地域包括支援センター運営事業。これは550万ほど増額していると思うが、私はまだまだこれでも足りないと思っているが、この事業強化の内容、期待される効果、それもさっき言った27年度の介護予防に対する考え方。私がいつか一般質問をした社協の2階の移転の考え方、そこら辺も入っているのか気になるところだが、これも願います。

委員長(伊藤忠之) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) 包括支援センターについては、こちらとしても早急に態勢を整えて平成27年度から新たな総合支援事業というのが始まるので、それに向けて態勢を整えていく必要があると思っている。一応、今年度は、包括の職員が1名、定年退職で抜けるので、その分1人の補充と、もう1人看護師を新たに雇うことによって、少し体制を強化していきたいと思っている。事業も当然、町で実施していくことになるので、その新たな総合支援、介護予防に特に力を入れる事業については、今やっている事業も含めて少しずつメニューを増やしていきたいと思っている。

委員長(伊藤忠之) 近藤委員

委員(近藤育雄) 答えにくいかもしれないが、社協の2階という話は全くないのか。

委員長(伊藤忠之) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) 介護予防センターの利活用については、委員が言うとおりの一般質問等でも受けているし、それに向けては町長もできるだけ有効な活用を検討していくと答えているので、こちらとしても同じような気持ちで整えていきたいと考えている。

委員長(伊藤忠之) 近藤委員

委員(近藤育雄) 是非、有効的な活用をお願いしたい。というのは、老人クラブ連合会辺りの拠点というか、あそこは事務局が社会福祉センター、社協で持ってるからそれはいい

いが、それ以外の活動というのものもあるし、今後は絶対に必要になると思っている。私も議員を辞めたらシルバー関係でちょっと頑張りたいと思っているので、その拠点も欲しいと思っているので、前向きというか、是非、早い年度のうちにそういった整備をお願いしたいと思っている。

委員長（伊藤忠之） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 高齢者の活用については、今、別の会議だが、障がい者と地区を回って座談会を開いているので、今度は高齢者のほう、各地区の老人クラブと、そういう懇談会を持てるような機会を作ってやっていきたいと考えているので、介護予防センターの活用についても、その座談会の中でお話を聞いていきたいと考えている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第6款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第7款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） これから歳入歳出全般について、ご質疑願う。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 質疑なしと認める。

これで、議案第28号、平成27年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の質疑を終わる。

（福祉事務所、退室）

1:46:07

議案第30号、平成27年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明をお願いします。 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） それでは歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から説明する。4頁。

1款・渡船事業収入、1項・はまゆう営業収入、1目・旅客運賃収入363万1,000円計上。2目・荷物運賃収入54万7,000円計上。3目・郵便物航送収入218万7,000円、4目・雑入33万6,000円を計上し、1項・はまゆう営業収入の総額を670万1,000円とする。同じく2項・さいかい営業収入、1目・旅客運賃収入59万円計上。2目・荷物運賃収入23万7,000円計上。3目・郵便物航送収入49万2,000円計上。4目・雑入2万3,000円を計上し、2項・さいかい営業収入の総額を134万2,000円としている。

2款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・渡船事業費国庫補助金を2,195万7,000円計上。

3款・県支出金、1項・県補助金、1目・渡船事業費県補助金を710万円計上。

4款・繰入金、1項・一般会計繰入金を1,940万円計上。

5款、1項・繰越金を150万円計上。

歳出では、1 款・渡船事業費、1 項・渡船管理費、1 目・渡船総務費は、2 名分の人件費、はまゆう、さいかいの待合所である笛吹、柳各待合所に設置する AED 機の備品購入費 90 万円が主なもので、1,819 万 7,000 円計上。2 目・はまゆう運航費ははまゆうの運航費にかかる経費であり、3 名分の人件費及び燃料費 881 万 5,000 円が主なもので、2,516 万円を計上。3 目・さいかい運航費は、さいかいの運航費に係る経費であり、3 名分の人件費が主なもので 1,286 万 3,000 円計上し、1 項・渡船管理費の総額を 5,622 万円計上。同じく 2 項・営業費、1 目・郵便物取り扱い費を 118 万円計上。

3 款・予備費を 60 万円計上する。

2 款・公債費は廃款としている。

以上で、内容の説明を終わる。

委員長（伊藤忠之） これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第 1 款・渡船事業収入

宮崎委員

委員（宮崎良保） はまゆうの営業収入で尋ねる。旅客運賃収入がマイナスの 12 万 1,000 円。荷物の運賃が 1 万 7,000 円と減少しているのに、郵便物航送収入だけ 6 万円上がっているが、この内容の説明を。

委員長（伊藤忠之） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 一般旅客運賃については、貸切運賃で 9 万円増額を回っている。それで、定期運賃収入が 2 名減しており、この分が 23 万 2,000 円程度下がっている。それで、航送運賃については、郵便局との契約があり、8%になった消費税相当分が収入に上がってきている。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 施政方針の中で町長が、世界遺産の登録になればダイヤの改正も見直すということをやっていたが、いつからどのように見直すのか、分かれば。

委員長（伊藤忠之） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 26 年度の事業で航路対策協議会を設置して、大島、野崎、六島関係の航路の分科会をしている。その中で一応、将来の見込み、経営像とか収益の確保、そしてそれに伴う施策等を、航路改善計画という形で策定する。その中で、運用を回っていかうという計画で、実際、この計画が今策定の段階で、いつから実施できるのかというところはまだいろいろな関係団体との協議が必要だと思っているので、改善計画を随時進めていきたいと思う。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 六島の人から聞いたが、近々それを実行したいという計画があると。そういうふう聞いたので、今の答弁であればそういうことはないようだ。確認のため尋ねる。

委員長（伊藤忠之） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 協議会の中で一応、大島、六島、野崎の航路の運航状況、現段階での調査を行っている。その中で、大島は1便当たりの乗船率が10.2人、0人に乗せて運行しているのが年1日という形で出ている。六島は、実運航日数が315日あるが、そのうち実際に乗った方というか、0人の就航が173日、年間ある。それは大体、就航率からいうと50.6%だ。1便の平均が0.5人という数字が出ている。野崎航路については、同じく315日就航しているが、実1便当たりの人員が5.6人、0人で就航した日が47日という形で、そういう数字をもとに航路改善の計画を協議している。この数字を基にして作るのも、そういうところで実際にダイヤの見直しをいつからできるのかということもまた問題になると思うが、実際、0人就航が半分、乗船者がいないのに運航しているという現実を考えた時に、こうやって国庫補助を貰いながら離島の生活を守るということでしているが、ある程度の住民の方もこの渡船事業を見守る、育てるという理解というか、意識向上が必要になってくるのかと。離島航路は国から守られているけれど、自分たちもこの航路については守るんだという意識の向上を図りたいと思っている。

委員長（伊藤忠之） 浦 委員

委員（浦 英明） 今の数字を示されると、そのとおりだなと思う。しかし、見直しということになれば、普通は大体1年、1年ということはないから2年から3年ということだろうが、できれば参考までに、そこに今来ているので、その方が六島で頑張っているようだ。それで、私も来るというふうに前に聞いていたので、「六島の人々が皆出て行くのに何で来るのか」と思った。しかし、帰ってくると言うから、それはそれでいいと思っていた。それで、本人がやる気があるみたいだ。先日、私も六島に行って見てみた。そしたら、自分が道を切り開いて竹を切って、切った後は開墾して木を植えたり畑にしたり、それが約10ぐらいあるか。道もだいぶきれいになっていた。本当にやる気があるんだなど。そこにできれば観光客、民泊といったのもやりたいという意気込みがあるので、ダイヤを変えるのはやむを得ないと思うが、極端な話が27年度で変えるというのはやめて欲しい。見直しというのであれば、さっき言ったように2年から3年かけて見直ししていただきたいと思っているが、その辺はどうか。

委員長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） 協議会の会長は町長なので、会議をした時の数字的なことは先ほど尾崎理事が言ったが、我々の考えと反するアイデアというか、そういうダイヤ改正の案が出ているので、とんでもないことだと思っているが、一応まだ、はまゆうを造り変える時には、どうしても計画が必要だ。それと、今ダイヤのことを言っているのに、大島の給食の問題が出てきているので、あれは6月ぐらいから供用開始だと思うので、そうすると11時台にどうしても大島に行く便を作らなければいかんということで、そうすると野崎、六島に迷惑をかけるということで、なかなか、両方に良い案が出てこないが、議員が言うように生活をしているんだということを言っても、現状では船を造り変えて航路を立て直すという時に、こういう採算に合わないことでは困るとするのが国の言い分だ。そこはいろ

いろいろなことでその考え方は変えていただかなくちゃいけないと思っている。そうなるとうしても時間がかかるということになると思う。協議会のメンバー全員が「それはいいよ」ということになれば早く解決できると思っていたが、国のほうからの委員も入っている。その人たちの意見では、こういう状況ではやはり減便をせざるを得ないんじゃないかと。その中で世界遺産の話も我々は持ち出しているが、第一に生活航路であるということで、今の利用状況では生活航路になっていないんじゃないかという指摘もあるので、それともう1つ、観光の面では、ここにも上がっているが、これはもうニワトリとタマゴだと思うが、「便が悪ければ乗らない」という意見も出た。だから逆に、増便をすると利用客は増えるはずだと。それをどういうふうに反映しているかということで、今、問題になっているようだ。臨時的なダイヤの変更は当然、今年の6月までにやることにしている。その後、野崎行きの増便、それから六島行きの減便は、できれば慎重に対応していきたいと思うところだ。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第2款・国庫支出金 浦 委員

委員（浦 英明） これは前に離島航路構造改革補助か、そういったのが26年度は456万ほどあったが、これが無いようなので尋ねる。

委員長（伊藤忠之） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 先ほど私が答えた航路改善の計画を策定しなければいけないという協議会、分科会に対する国庫補助だ。その分が26年度で終わるとのことだ。

委員長（伊藤忠之） 近藤委員

委員（近藤育雄） 関連になるが、26年度でそういった協議会、話し合いをしてきたと思うが、どっちにしてもはまゆう、離島航路は残さなきゃいけないし、船も造り変えなきゃいかんということは分かっているが、はまゆうの新造船計画の時期とか、そこらへんで情報公開できるようなものはないか。

委員長（伊藤忠之） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） はまゆうをリプレイスするのというのは協議会の中での改善計画の中で決まるが、一応、27年度中には、はまゆうの新造船をできればと準備は進めている。

委員長（伊藤忠之） 近藤委員

委員（近藤育雄） 27年度中にはということで期待するが、参考までに費用はいくらぐらいかかるか。1億ぐらいか。

委員長（伊藤忠之） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 今、経営の改善計画の中で、はまゆうをどういうつくりにするのか、バリアフリーのつくりにするのか、また船の床面積の問題もある。だからそのくらいするのかと言われても、協議の段階なのでまだ分かっていない。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第3款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第4款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第5款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳出に移る。

第1款・渡船事業費

末永委員

委員（末永一朗） 燃油のことで、これは言うのが野暮かと思うが、去年より50万ほどアップしているが、私も六島とか野崎の港で、用事があったって行った時に、貨物とか人がいないのに、定期船だから回らないといけないのは分かるが、そういう時にやっぱり回らないといけないのか。港内をぐるっと回って出て行くようなことをするので、これはもったいないんじゃないかと思って、そこら辺の何か策はないのか考えていないか。

委員長（伊藤忠之） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 一応、定期航路としてダイヤで運航しているので、寄らない、港に船をつけないというのはちょっと問題があるので、そこは検討するということができないと思っている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第3款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳入歳出全般について、ご質疑願う。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） これで質疑を終わる。

これで、議案第30号、平成27年度小値賀町渡船事業特別会計予算の質疑を終わる。

しばらく休憩する。

2:08:37

（産業振興課、退室）

— 休憩 午後 0 時 05 分 —

— 再開 午後 1 時 30 分 —

委員長（伊藤忠之） 再開する。

議案第31号、平成27年度簡易水道事業特別会計予算について、質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明をお願いします。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第31号、平成27年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について、補足説明をする。6頁。

歳入では1款・事業収入、1項・使用料及び手数料、1目・使用料で、実績から推計し1%の減収を見込み、5,386万1,000円を計上。2目・手数料5万6,000円を計上し、1項・使用料及び手数料の総額を5,391万7,000円とする。同じく2項・工事収入を6万5,000円計上。

4款・繰入金、1項・一般会計繰入金は858万6,000円減額の2,311万4,000円を計上。

5款、1項・繰越金を100万円を見込んでいます。

8款・諸収入、1項・延滞金および過料並びに2項・雑入は存目設置。

歳出では、1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費3,503万8,000円計上で、11節・需用費の光熱費655万2,000円、16節・原材料の水道資材購入が主なものです。同じく3目・消費税を195万円を計上し、1項・総務管理費の総額を3,698万8,000円としている。

3款、1項・公債費は、前年度比239万円減額の4,071万2,000円を計上。

4款、1項・予備費で前年並みの40万円を計上し、当初予算の総額を前年度比10.5%、920万円の減額で7,810万円とする。

以上で、補足説明を終わる。

委員長（伊藤忠之） これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第1款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第4款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第5款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第8款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳出に移る。

第1款・総務費

近藤委員

委員（近藤育雄） 六島の浄水関係の現状を聞きたい。海水淡水化装置が前年度まではあったわけだが、27年度が六島浄水場メンテナンス委託料で41万1,000円上がっているが、海水からの淡水化は止めたということだが、今の現状を教えてください。

委員長（伊藤忠之） 建設課長

建設課長（升水裕司） 現状としては、今、議員が言ったとおり淡水化のほうに切り替えている。地区の上の方にある溜め池から取水しているが、浄水場の内部としては高圧のろ過ポンプとか高圧のろ過膜辺りがなくなっている状況だ。そういうことで、水としては安全な水を今のところは提供されているし、給水人口が人口なので、水の心配も今のところないが、今回、淡水化にしたことによって、この当初予算でかなり節減ができています。電

気料で 24 万 2,000 円程度、それと修繕料で 75 万 4,000 円。それと今、先ほど言ったメンテナンス委託料で 36 万 7,000 円の減額になっているので、トータルで 136 万 3,000 円程度の節減ができてるんじゃないかと思っている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 3 款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 4 款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳入歳出全般について 宮崎委員

委員（宮崎良保） 野崎島の飲料水のことでも聞きたいが、来年以降、岩坪元成さん宅の飲料水あるいは学塾村の飲料水等について整備することを聞いたが、その概要について伺いたい。今の施設を利用してやるのか、あるいは新しい水道施設を造るのか。

委員長（伊藤忠之） 建設課長

建設課長（升水裕司） 野崎の水道施設のやり直しというものは、設計委託費を当初予算で教育費のほうで上がっていると思うが、概要としては野崎のダムの方からの取水を考えている。それから現況の施設が昭和 30 年代ぐらいにできた施設なので、今の施設を利用しながら横に増設しようかとか、いろんなことを考えたが、もう老朽化が進んでいるということと、世界遺産の教会の近くであるということで、いろんな制約が出てくるだろうということで、今の施設はもう使わないようにする。今のところ、ダムを作った時の残土処理をしている上のほうの山の裏側になると思うが、ちょっと野首の教会のほうからは見えない山のほうになるが、そこなら車も重機も入れて仕事ができるということで、まずは第一候補としてそこに浄水施設類をそこに造って、あとは野首の教会のほうに防火用水、自然学塾村のほうにも飲料水、それから野崎のほうまで飲料水を送るようなことで、一応、設計委託を出そうと考えている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 質疑なしと認める。

これで、議案第 31 号、平成 27 年度簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わる。

議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算について。

本案について提案理由の補足説明をお願いします。 建設課長

建設課長（升水裕司） 補足説明をする。4 頁。

歳入では 1 款・事業収入、1 項・使用料および手数料で、使用料を前年度の実績により 48 万 6,000 円増額を見込み、2,569 万 6,000 円を計上。手数料は存目設置とし、1 項・使用料及び手数料の総額を 2,569 万 7,000 円とする。

4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金は 2,530 万減額の 1 億 4,200 万円を計上。

5 款、1 項・繰越金は 100 万円を計上。

6 款・諸収入、1 項・延滞金および過料並びに 2 項・雑入は存目設置。

歳出では施設の老朽化も見られることから、施設の更新と維持補修を継続し、施設の長寿命化を図ることを柱に予算計上している。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費は前年度並みの 890 万 1,000 円計上。同じく 3 目・漁業集落排水管理費 1,027 万 7,000 円の計上で、主なものとして 13 節・委託料で前年度の公共下水道台帳作成に引き続き 230 万円を計上している。15 節・工事請負費は、斑地区マンホールポンプ設置工事 330 万円を計上している。同じく 4 目・農業集落排水管理費は 1,131 万円計上で、主なものとして 13 節・委託料で台帳作成 550 万円を計上している。同じく 5 目・公共下水道管理費 1,850 万円の計上で、13 節・委託料で小値賀町汚水処理構想作成委託業務 400 万円が主なもの。同じく 6 目・消費税で 58 万円を計上。同じく 7 目・合併浄化槽管理費 210 万 3000 円を計上し、1 項・総務管理費の総額を前年比 849 万 1,000 円減額し、5,167 万 1,000 円とする。

3 款・公債費は 1,630 万 9,000 円減額の 1 億 1,662 万 9,000 円を計上。

4 款・予備費を 40 万円計上し、当初予算の総額を前年度比 12.8%、2,480 万円の減額で 1 億 6,870 万円とするものである。

以上で、補足説明を終わる。

委員長（伊藤忠之） これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第 1 款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 4 款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 5 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 6 款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳出に移る。

第 1 款・総務費

岩坪委員

委員（岩坪義光） 7 頁の 5 目・公共下水道管理費の 13 節・委託料。マンホール点検委託料は昨年からすれば下がっているが、今度はこのマンホール点検はどの箇所を点検するのか。去年は笛吹と浜津、レベルで笛吹が 1 と 3 を 1 箇所、2 箇所と、浜津がレベル 3 で 2 箇所と説明があったが、今年はこの点検はどこをやるのか。

委員長（伊藤忠之） 建設課長

建設課長（升水裕司） 以前からずっと委員にも説明していたが、マンホールポンプを計

画的に点検していこうと考えて今までずっとやってきたが、最近はこまめにマンホールポンプを自分たちで引き上げて清掃をするという作業を、かなり密度を上げてやっている。これは道路の清掃作業員の人たちにしてもらって自前でやっているが、そういうことで少し点検をあまり外注しないようにできるだけ節約しようということをやっているが、今回、鮎集所の下の方に古民家があるが、その下のマンホールポンプが、かなり集中して頻度が上がるので、引き上げてレベル 4 で工場持込でオーバーホールまでやってしまおうということで、その分だけをここでは上げている。

委員長（伊藤忠之） 私のほうから質疑をする。同じ 13 節の委託料で、小値賀町污水处理構想作成委託業務とあるが、どのような構想なのか。 建設課長

建設課長（升水裕司） 国の方針で全国の下水道の普及率を上げようということで、構想を今から国が作って、国が作ったら今度は県が作るということで、長崎県下の污水处理構想を作って、下水率の整備率を上げようというのが最終的な目的だと思うが、そういう污水处理構想を作る中で、28 年度に県が作る予定だが、県が作る前に各市町が各地域の污水处理構想を作って、集計して県下全部作ろうという形になっている。それで、うちのほうが整備率が県下でもトップ、98.2%とかになっているので、そこらへんがどうなるのかなと思うが、一応、今のところそういうふうに県がまとめるということで、準備はしている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 3 款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 4 款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳入歳出全般について

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 質疑なしと認める。

これで、議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算の質疑を終わる。

（建設課、退室）

2:32:54

議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算について。

本案について提案理由の補足説明をお願いします。

診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） 議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の補足説明をする。6 頁から。

歳入では 1 款・診療収入、1 項・入院収入は、過去数年の実績等を勘案し、1 目・国民健康保険診療報酬収入 390 万円、2 目・社会保険診療報酬収入 54 万円、3 目・後期高齢者診療報酬収入 2,976 万円、4 目・一部負担金 349 万円、5 目・その他診療報酬収入 40 万 8,000 円、6 目・標準負担額収入は入院にかかる食事分で、294 万 1,000 円を計上し、入院収入の

総額を4,103万9,000円としている。2項・外来収入も入院収入同様、過去数年の実績等を勘案し、1目・国民健康保険診療報酬収入5,940万円、2目・社会保険診療報酬収入1,572万円、3目・後期高齢者診療報酬収入1億2,960万円、4目・一部負担金3,685万円、5目・その他の診療報酬収入は、生活保護者の診療収入、事業所健診、特老嘱託医師委託料、予防接種の委託料及び個人負担金が主なもので、2,202万5,000円を計上し、外来収入の総額を2億6,359万5,000円としている。

2款・使用料及び手数料、1項・使用料、1目・施設使用料を7万6,000円計上。2項・手数料、1目・文書料で、各種診断書料として144万円計上。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・事業勘定繰入金で、僻地直診運営分を800万円計上。2目・一般会計繰入金7,720万円計上し、1項・他会計繰入金を8,520万円としている。

5款、1項、1目・繰越金は、前年度繰越見込み額1,000万円の計上。

6款・諸収入、1項・預金利子は存目設置計上。2項・受託事業収入、1目・特定健康診査等受託料832万8,000円計上。3項1目・雑入は、給食収入や保険外の自己負担が主なもので432万1,000円を計上している。

7款、1項・町債、1目・病院事業債500万円の計上は、過疎債として専門医外来確保事業として300万円、辺地債として医療機械購入事業として200万円を予定している。

歳出では1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費として、1節・報酬で1,855万2,000円計上は、診療所各業務の嘱託料が主なもの。2節・給料7,224万4,000円、3節・職員手当等6,366万2,000円、共済費1,978万5,000円は、医師2名、職員15名分を計上。7節・賃金666万3,000円は、看護師、薬局、給食、特定健診時の臨時雇い賃金を計上。8節・報償費576万円は、長崎医療センター等からの代診にかかる医師診療謝礼、及び研修医の宿日直時の診療謝礼を計上。9節・旅費11万9,000円計上。11節・需要費は918万4,000円計上。12節・役務費は電話料、クリーニング代が主なもので、239万4,000円計上。13節・委託料は、施設の管理・保守点検として160万8,000円計上。14節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料、船舶の借り上げ料が主なもので、290万1,000円を計上。17節・公有財産購入費は、診療所駐車場用地購入費に伴う土地開発基金への繰り戻し分として74万7,000円の計上。18節・備品購入費123万7,000円の計上。19節・負担金、補助及び交付金は、各種協議会負担金と専門外来実施に伴う診療負担金及び旅費補助で624万円計上。27節・公課費2万円を計上し、1項・総務管理費を2億1,111万3,000円とする。2項、1目・研究研修費は、各節のとおり82万7,000円を計上している。

2款、1項・医業費、1目・医業用機械器具費1,634万3,000円の計上は、11節・需用費で医業機械の修理代168万円を計上、12節・役務費35万4,000円計上。13節・委託料で各種医療機械の保守点検料として416万2,000円の計上。14節・使用料及び賃借料は、医療酸素濃縮機リース料として584万3,000円計上、2目・医薬品衛生材料費は、医薬品、衛生材料、検査用の試薬及び外注検査料が主なもので、1億7,448万円計上。3目・寝具費は

各節のとおり 80 万 8,000 円を計上し、医業費を 1 億 9,163 万 1,000 円とする。2 項、1 目・給食費は、入院患者の給食にかかる材料費が主なもので、468 万円を計上している。

3 款、1 項・公債費、1 目・元金を 912 万 8,000 円計上。2 目・利子を 60 万 9,000 円の計上し、公債費の総額を 973 万 7,000 円とする。

4 款・予備費を 101 万 2,000 円を計上している。

以上で、補足説明を終わる。

委員長（伊藤忠之） これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第 1 款・診 療 収 入

宮崎委員

委員（宮崎良保） 入院収入と外来収入について、それぞれマイナスの算定を行っているが、決算の時に高額医療器具を使用することによって 1 回当たりの診療定数が上がるからと、診療収入が上がった経緯があると思うが、それを勘案してこの金額で算定したのか伺う。

委員長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） 診療報酬収入を年間を見込むというのは大変難しい部分があり、過去数年間の実績、決算状況、また平成 26 年度と、入院状況であったり外来患者を見込んで収入を組んでいるが、26 年度の同時期を比べると、延べ入院数になるが、現在のところ 799 人の減、外来の数として 719 人減ということで、ちょっと多くは見込めないのかなということで、一応、そういった近々の患者数のほうも勘案して計上しているところだ。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 2 款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 4 款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 5 款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 6 款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 7 款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 歳出に移る。

第 1 款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 第 2 款・医 業 費

宮崎委員

委員（宮崎良保） 医業費の 18 節・備品購入費で伺う。医療機械購入費が 219 万 8,000 円、

画像診断装置用プリンターが210万6,000円となっているが、この内容の説明を。

委員長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） まず上の医療機械購入費219万8,000円だが、細かくなるが内訳を言う。心電図モニター送信機が57万9,798円、・・・購入の備品名だけ知らせる。心電図モニター送信機1台、全自動身長体重計1台、電動ベッド1台、車椅子用の体重計、体圧分散式マットレス、赤外線クールポケットといて、徘徊を防ぐための装置と、気管挿管セットが主なもので、219万8,000円となっている。下の画像診断装置用プリンターだが、CTとかレントゲンの画像診断装置から、撮影した画像をフィルムで出力するプリンターということになる。よくCTとかで何箇所も画像が載ってくるが、それを高圧のプリンターで出力するプリンターで、レントゲン液を使わないので安全なので、これが平成12年に購入して古くなっているもので、購入するということだ。

委員長（伊藤忠之） 岩坪委員

委員（岩坪義光） 12頁、1項の医業費、2目の医薬品衛生材料費が、前年度からすれば400万近く減額になっているが、この内容説明を。

委員長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） この中には、大きく分けて医薬品代、衛生材料代、検査用の試薬代、酸素ボンベ代、血液代が含まれている。この内、減額で大きかったものは医薬品代を約400万ほど減額している。この薬代については、その時の病気とかによって、なかなか、組むのが難しいが、ここ3ヵ年程度の状況とかを勘案して計上している。また、この部分については、決算でも指摘があったように執行残が残るところであり、大変苦慮しているが、一応、大まかな理由としては医薬品代を400万ほど減額している。

委員長（伊藤忠之） 岩坪委員

委員（岩坪義光） 医薬品というのは、ジェネリックを入れたから減額になったというわけではないか。ジェネリックを入れているところは、県内でも小値賀と上五島辺りは導入の率は低い。あとは大体50%辺りをいっているわけだが、小値賀辺りのジェネリック導入率は、はっきり分かっていたら教えていただきたい。

委員長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） ジェネリックを多く購入するから400万減額したということではない。これまでの実績に勘案して減額している。ジェネリックの比率が出たので知らせる。決算の時にも質問があって、全体の薬品に占める割合が22.3%、25年度の決算にそのように知らせた。内訳だが、内服薬、外用薬、注射と3種類の項目があり、内服については全体の医薬品456品目に対してジェネリックが116品目、率にして25.4%。外用薬だが、138品目中24目がジェネリックで率にして17.4%。注射が全品目118品目に対して19項目がジェネリック医薬品で、16.1%となっていて、内服は25.4%という数字になっているが、議員指摘のとおり、できるだけ目標としては30%ぐらいに近づけたいと思っている。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(伊藤忠之) 第3款・公債費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(伊藤忠之) 第4款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(伊藤忠之) 歳入歳出全般について

近藤委員

委員(近藤育雄) 診療所の建て替え構想について尋ねる。26年度から庁舎内に検討委員会を設置して調査研究をしていくとの町長の答弁があったと思う。第4次の総合計画の中で、30年度までに建設基本計画策定を目標としているようだが、検討委員会で今年度も話されていると思うが、どこに建つのだろうかという町民の声も聞こえるので、そういった検討委員会で今話された内容で説明できるようなところがあれば教えて欲しい。

委員長(伊藤忠之) 診療所事務長

診療所事務長(近藤 進) 現在、検討委員会というのはまだ作っていないが、まず、診療所内で働くスタッフの意見を取り上げるのが一番大事ではないかなと、私は感じており、まず働く現場の人たちが働きやすい環境でないといけないと考えており、現在、全員に、建て替えに向けてどういうところがいいのか。今の診療施設の改善点、どういう部分が今、悪いのか。次に、新しい診療所を建て替えるにして、どういうものを望むのかということアンケートしており、実際これは全職員に回して取りまとめをする段階になっている。その中で、今の建て替え地をどこにするのかというのが、それぞれ出てきている。皆さんの意見が。ただ、それはまだ診療所内だけの話なので、また診療所内の意見を取りまとめた上で町長に報告をして、その中で初めてそれぞれ寄って、検討委員会をしていく形に、私のほうは考えている。なので、今、そうやって診療所で働く職員の意見を収集していきたいと思っている。何故それを言うかということ、私も昭和60年にこの診療所が建った時に、職員として最初に入った。それで、最初はまだ入ったばかりで、きれいな建物で良いなという感じだったが、やはりその時も建物があって、それに職員が入ったので、現場の意見が全然、反映されていないという状況があったので、その辺の反省も踏まえて、そこに働く人たちの意見をできるだけ設計でも反映させるような意見集約をしてから、検討委員会に入っていければと、今のところ考えている。

委員長(伊藤忠之) 近藤委員

委員(近藤育雄) なかなか良い考えだと思うし、当然だと思う。大体、計画あたりが見えてくるのが30年前後というから、あと何年かあるので、しっかり、大事なことなので、検討を進めていただきたい。もう1点だが、特殊外来について、ちょっと将来的なことになるが尋ねる。現在、精神科と整形外科、肝臓、眼科、泌尿器科という5つの専門外来がある。この前の子ども議会で、子どもの意見で、耳鼻咽喉科の先生にも来てもらえないかという意見があった。ああ、そうだなと。学校には耳鼻咽喉はちょっと検診とか行ってるようなのが予算にあったみたいだが、実際に耳鼻咽喉関係で困っている子ども、大

人もそうだが、いるのかなと思うことと、特殊外来で言えば皮膚科とかもあったらいいなと。もちろんお金もかかるが、やっぱり診療所が1つしかないから、こういったことも今後は検討していかなくちゃいけないかと思うが、そういった特殊外来に関してはどう考えているか。

委員長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） 子ども議会の中でもそういう話があり、また先般、長崎県知事への要望の中でも町長が、専門外来の充実等も要望したところだ。確かに耳鼻咽喉科に関してもあったらいいなと思う。ただ、現状では上五島病院も長崎大学病院から派遣してもらっている。精神科にしても皮膚科にしても、長崎大学病院から来ている状況だ。隣の上五島まで来ているので、何とかそれを小値賀までという考えを持っている。ただ、長崎大学病院とのつながりがあまりないので、その辺を、町長をはじめ、県を通じて、いろんなネットワークを使って応援してもらえないかと考えておりところだ。

委員長（伊藤忠之） 近藤委員

委員（近藤育雄） それも期待したい。2ヶ月に1回でも専門医に来てもらえたら、薬の処方してもらえると嬉しいし、わざわざ佐世保まで行ったりすることがなくて助かると思うので、前向きに検討をお願いします。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 次に、第2表・地 方 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 質疑なしと認める。

これで、議案第33号、平成27年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の質疑を終わる。

これで、平成27年度一般会計予算及び7つの特別会計予算に対する質疑を終了する。

しばらく休憩する。

3:02:25

（執行部退室）

— 休 憩 午 後 2 時 20 分 —

— 再 開 午 後 2 時 30 分 —

委員長（伊藤忠之） 再開する。

これより討論と採決に入る。

本特別委員会は、議長を省いて議員全員が委員という特別なものであるなので、本格的な討論は本会議で行う。

ここでは3日間の質疑の総括、議案に対する委員の考え方を気楽に且つ簡潔に述べていただき、本特別委員会としての意見の集約を図りたいと思う。ただし、反対意見、賛成意見というものがあれば、各委員、賛成・反対を述べた上で意見をいただければと思う。

それでは、一般会計予算と特別会計予算に分けて、全般に亘り意見をいただきたい。ま

ず一般会計予算から。昨日も一般会計の中から意見を貰ったが、また今日新たに意見があれば発言願う。言い残したことはないか。

これが終われば採決に入るので。

浦 委員

委員（浦 英明） 昨日、一般会計については話はしたが、その中で1点だけあったので。世界遺産に向けた、野首の天主堂あたりを、道路をやるということだが、それ以外にも入島税とかいろいろ言っていたが、これは協力金のほうがいいのかなど思ったりするが、そういったこともちゃんと、どういうふうにするのかも、ある程度、執行部は考えているのかと思うが、例えばよそから来てゴミだけ置いて帰ったと。あと残りの瓦礫とかそういうのが山になったというのは困るので。前も言ったか知らんが、富士山と同じで協力金を1,000円もらってその中で整備の資金に積み立てるとか、しかし富士山みたいに上がってくればいいけれど、野崎にはそれだけ上がってこないのではないかと、お金が。そこらが問題になってくるので、あとをどうするか、我々も考えていかなければいけないかと思っています。世界遺産登録になってからでは遅いから、その前に何らかのアクションを起こさなければいけないのかなと思った。それともう1つは、言うまでもなく小値賀の基幹産業は農業と漁業だから、これにもう少し予算を付けて、その予算をどういうふうに付けるのかはまた我々が考えていかないかんことだが、例えば農業関係については、イノシシ対策をやりますというが、農業の振興費だと思われては愚の骨頂だから、これは早めにどうにかして解決しないとイケないので、あとは農業振興といえやっばりそのほかの面で、いろいろ、生産者がお金になるような道筋を付けていかなくてならないから、それが本当の農業振興だから、イノシシ対策だけに振りまわされたらどうにもならんから、そう思っている。特別会計も含めて、今度のやつはそれほどあまり問題視するものはなかったと思うので、これについては賛成だ。

委員長（伊藤忠之） 近藤委員

委員（近藤育雄） 意見じゃないが、ちょっと皆さんに協議をしてもらいたいことがある。これは後か。

委員長（伊藤忠之） 予算に関係あれば。

委員（近藤育雄） 具体的に言えば、私がしつこく言った滞納に関する手数料、収入関係だが、督促の手数料と延滞金のことについて言った。私は発生すれば完全に取るべきものだというスタンスでいて、1,000円の存目計上じゃなくて1万円なり2万円なり上げたらどうかと意見を言った。議長からアドバイスも貰ったが、ずっと考えていた。ふるさと納税とか各種寄附金とかが存目計上されている、1,000円で。そういったスタンスで動いているのもあり、執行部側の業務を強制というか拘束するようなものであってはいけないとも思うし、ただ決算の時にはしっかり出てくるわけなので、そういった進捗をずっと把握してもらえれば目的は達するのかなど。督促したら必ず100円いただくよと。そして延滞、期日後に払ったら、0%で延滞料が付くんだよという積算が決算に出てくる。そういったことをしっかり認識してもらえれば、私がしつこく言った「概算でもいいから上げてくれ」

というのは撤回してもいいと思うが、課長たちも、いろんな課長が作ってくるので、スタンスを合わせたほうがいいと思うが、皆さん、どう思うか。

委員長（伊藤忠之） 町長の施政方針の中でも、悪質な滞納者については財産処分をするなど精力的にやりたいというのが入ってたと思っているが。ほかの皆さんは、ただいま近藤委員が言った滞納者に対するいろんな問題について、誰かあるか。別な見方で。岩坪委員

委員（岩坪義光） 近藤議員の発言はもつともだと思う。ということは、結局、税の徴収、公債権にしる私債権にしる、徴収する場合でも、横、縦の連携ば取っていかねば回収しにくい。そこは連携の観からも言わせれば、必ず取っていかねばならないと私は思っている。今度管理条例が出るが、あの時に…ここで言っていていいかな。少額債権が一番問題になると思う。結局、ちょっと言えば私債権なら強制執行する場合は、裁判の費用が高ければ回収するがつもなかけん、そういう考えば持って当たられても困るから、強制執行になる前に必ず何でも処理してもらわなければならないから、そういうのもいろいろ含めれば、やっぱりきちんとやるべきだと私は思っている。

委員長（伊藤忠之） 近藤委員、今の意見でいいか。

委員（近藤育雄） 当然、いただくべき債権だから、いただく姿勢は貫いてほしいと。私が言うのは予算編成で、27年度はこれでいいと思う。28年度以降、ふるさと納税みたいな寄附金のような存目計上でも、100歩譲ってもいいんじゃないかと、私も今、思っているが、そこら辺をやっぱり言ってやったほうがいいと思う。

委員（岩坪義光） 寄附金あたりも、大体、トップの力の入れようと思う、何でも。自分がやると思えば、それだけの目標を掲げて上げてくるはずだ、予算は。だから、ああいうふう存目 1,000 円上げてるのもいかなもんか。何でも努力せねばだから、目標っていうのは掲げて取り組んでいかないと、私もつくづく思う。だから、近藤議員がしてくれたのも、1つの良い方向だと思う。何でもトップの取り組み方で違うと思うが、どうだろうか。

委員長（伊藤忠之） ほかの委員、どうかと問われているが。

意見が無いようなら、一般会計でほかにないか。

議長（立石隆教） 今のは2点あったと思う。1つは滞納金の問題。1つは寄附金等の当初予算の書き方について、ということで、その寄附金についての当初予算の書き方というのは、ふるさと納税がない時に、私も寄附金というのは結構、毎年コンスタントに入っているだろうと、だからある程度の額を当初予算で組んで、アップした分は補正したらいいんじゃないかと前に言ったことがある。が、それはあくまでも寄附してもらう方の気持ちだから、それを先に「たぶんこれぐらいあるだろう」ということでなかなか組めない、ということで、それで私も承知をして、しょうがないねというようなことのくだりが以前にあったのが1つ。ですが、ふるさと納税というのが出てきたのが、それから後のことだ。さっき岩坪委員が言ったように、目標値を立てるということも大事ではないかということから

言えば、旧来の寄附の形ではなく、ふるさと納税を含めた寄附の形っていうのを考えれば、ある程度の想定した数字は出してもいいんじゃないかというのは、議論のとおりだと思う。それは、どこら辺の数字を出すかっていうのは難しいと思うが、人の財布の中に手を突っ込んで、これぐらいは町に寄附してくれるだろうというものをなかなか計上しにくいというのも執行部にはあると思うが、議会のほうから「これぐらいは組めるだろう」という話はしてもいいのかなと思う。それからもう 1 点、滞納金の問題で、さっきの質疑の中で気になったのは、督促料と滞納金、両方同じように言っていたが、督促料というのは、もう既に滞納している人たちには出せない。1 回だけだ。もちろん督促じゃなくて、次に出すのがある、2 回目、3 回目、何の効果もないけど。催告だ。それらについては、別に督促料として取るのか私は分からないが、だから督促料については、新たに税を課した時にたぶん何人かが「完納しませんね」っていうことを最初から言ってることになるわけだ。町の側から言うと、課税をしたら全部納めるのが筋ですということだから、そこから言うと督促は発生しないだろうというところから始まっていくというのが筋なのかなと言えば、現実にはそうじゃない場合もあるので、督促料として存目計上しますというのはありかなと、実は思う。そういう意味では執行部が言っているのは分からんでもない。ただ、滞納金については、もう既に会計においては滞納金があるのは分かっている。それでそこに取れなくて困っているという状況も分かっている。するとそこには延滞料が当然発生するわけだ。そうすると、今、滞納している人たちに対する延滞料はこれぐらいになるという数字は、当然、あるわけで、新規に出てくるかどうかには何も言及しなくていい。だから彼らはそれで計算することはできる。となれば、1,000 円や 1 万円の話じゃないというのは、そのとおりだ。だから、筋から考えて、督促料と延滞金という考え方は分けてもいいのかなと思うが、これは執行部の性質上、組みにくい性質のものであるということを理解した上で、議会とすれば「であるが、しかしこれぐらいは」という話はしたらいいかと思う。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

末永委員

委員（末永一朗） 昨日も言ったとおり、目配りをした一般会計予算であると、一応、認めるような賛成の立場で話をしたい。強いて言えば、さっき浦議員も言ったように漁業関係の予算がもう少し余計組んでもらえれば良かったかなと。その中でも藻場再生のための磯焼け対策の予算が、あまり見えてこない状況だった。そして 7 会計においても、どの会計も前年度とあまり変わらないような予算の組み立てで、その中で国保のが 5,000 万近く高くなり、反対に下水道が 4,150 万ほど低くなっているんで、まあこれでいいかなと思うが、高齢化社会に入って、福祉のほうが予算の組み立てが大丈夫かな、ということも心配している状況だ。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

近藤委員

委員（近藤育雄） 今回、私もちょっと一所懸命調べさせてもらった。その元となるのが、今後の参考に、皆さん、していただければと思うが、議長からもらったワンペーパーがある。「この施策は町の利益につながるのか」とか「町民のためになるのか」とか、「今す

ぐやらねばならないのか」とか、そういう視点でずっと見ていったら、意外と見えてくるものがあったと思う。それとせっかくできた第4次総合計画も、ちょっとば一っと見ながら、年通して見た。まあ、完全にはできなかったが、やっぱりこの審議の時にはこういったものを参考にしながらやっていけば、もっと深まる審議・議論ができるかなと思った。

委員長（伊藤忠之） さすがに3日間の質疑は、私自身も「ああ、よく勉強しているな」と思うことがあったので、陰にはそういうことがあったか。

ほかはないか。やはり、近藤議員が言ったように、予算書の中の単に金額とか事業名を聞くだけじゃなく、別な視点から考えれば良い質問もできるなと思うので、これから皆さん方はひとつ、そういう方面で勉強していただけたらと思う。

委員長（伊藤忠之） ほかにないか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 無いようなら、採決に移る。

議案第26号、平成27年度小値賀町一般会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

まず、議案第26号、平成27年度小値賀町一般会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

委員長（伊藤忠之） 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第26号、平成27年度小値賀町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

次、特別会計について、討論・採決をする。

一般会計と同様に、7会計全般について、皆さんからの意見を伺ってから、委員会報告とするので、意見を伺う。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

委員長（伊藤忠之） 無いようなので、採決に移る。

議案第27号、平成27年度小値賀町国民健康保険特別会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

議案第27号、平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

委員長（伊藤忠之） 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第27号、平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第28号、平成27年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

議案第28号、平成27年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決す

ることに賛成の方は起立願う。

(賛成者起立)

委員長(伊藤忠之) 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第 28 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 29 号、平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

議案第 29 号、平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

(賛成者起立)

委員長(伊藤忠之) 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第 29 号、平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 30 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

議案第 30 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

(賛成者起立)

委員長(伊藤忠之) 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第 30 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 31 号、平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

議案第 31 号、平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

(賛成者起立)

委員長(伊藤忠之) 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第 31 号、平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

(賛成者起立)

委員長(伊藤忠之) 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決する。

この表決は、起立によって行う。

議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

(賛成者起立)

委員長 (伊藤忠之) 起立全員。

したがって、本特別委員会は、議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。

お諮りする。

本特別委員会の報告及び委員長報告については、委員長にご一任願いたいと思うが、この際、言っておきたい意見があれば発言願う。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

委員長 (伊藤忠之) 無いようなら、委員長に一任いただくことに異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 (伊藤忠之) 異議なしと認める。

それでは、本特別委員会の報告及び委員長報告については、3 月 10 日の午前 9 時までに作成し、委員の皆様事前に配布した後、議長に提出し、本会議で報告する。

以上で、本特別委員会に付託された案件の審査は全部終了した。

委員の皆様には 3 日間にわたり、大変お疲れ様であった。

これをもって、予算特別委員会を閉会する。

お疲れさまでした。

— 午 後 2 時 55 分 閉 会 —